

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年七月十五日

指令越建セ第二七〇〇二九二号

二 検査済証番号

平成二十八年七月二十一日

越建セ第一五一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目千六百七番二、千六百七番五、千六百七番七、千六百八番一、千六百八番二、千六百八番四、千六百八番六、千六百九番一、千六百九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町中央二丁目一番四号
松本不動産株式会社 代表取締役 松本 一也